

## 道内事業者の皆様へ

# 道内事業者等 事業継続 緊急支援金

## 申請の手引き別冊 (特例事項)

新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少に加え、原材料等の価格高騰による影響を受けている中小・小規模事業者、個人事業者の皆様への事業継続に向けた一助とするため支援金を給付します。

**「道内事業者等事業継続緊急支援金」の不正受給は犯罪です。**

事業継続緊急支援金が給付予定額に達した場合は、期限前に申請の受付を締め切る場合があります。

事業継続緊急支援金は、申請受付（事務局が申請書を受理した日）から支給（申請者の口座への振り込み）まで、4週間程度を要する見込みです。あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。（申請に不備のあった場合は、4週間以上かかる場合がございます。ご了承ください。）

2022年7月22日  
北海道事業継続緊急支援金事務局

## その他特例事項について

下記特例事項に該当する申請者については、別途補足書類の提出を求める場合があります。

	特例事項	概要
①	売上要件に係る 証拠書類等の特例 【P2参照】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局が判断する合理的な事由により確定申告書等の写しが提出できない場合</li> <li>・確定申告の義務がない場合等(個人事業者等)</li> </ul>
②	原材料等コスト要件に係る特例 【P3参照】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局が判断するやむを得ない事情により原材料等コスト増加の証拠書類等が提出できない場合</li> </ul>
③	新規開業・創業特例 【P4参照】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年4月から2021年10月までの間に法人設立又は新規開業した場合</li> </ul>
④	合併特例 【P11参照】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合</li> </ul>
⑤	連結納税特例 【P12参照】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連結納税を行っている法人</li> </ul>
⑥	事業承継(死亡)特例 【P13参照】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収入を比較する2つの月の間に事業承継(事業を行っていた者が死亡した場合も含む)を行っている場合</li> </ul>
⑦	罹災特例 【P15参照】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年又は2019年に罹災したことを証明できる場合</li> </ul>
⑧	法人成り特例 【P16参照】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者等が法人化した場合</li> </ul>
⑨	NPO、公益法人特例 【P17参照】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動法人及び公益法人等の場合</li> </ul>

※上記特例事項に該当する場合は、事務局より詳細な実態聞き取りや追加書類の提出を求める場合があります、審査が長引く可能性がございます。

※内容は変更になる可能性がございます。

## ①売上要件に係る証拠書類等の特例

### ■中小・小規模事業者等の場合

売上要件の基準月を含む(2018~2020年)確定申告書類の写しについて、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合には、以下の証拠書類を代替して提出すること。

(例：災害により確定申告書類等の写しを紛失した場合等)

#### 【代替の証拠書類】

当該事業年度の1事業年度前の法人確定申告書の写し又は当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名又は押印がなされたもの。(様式自由)

### ■個人事業者等の場合

売上要件の基準月を含む2018年分、2019年分、2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、2018年分、2019年分、2020年分の確定申告書第一表の写しを提出できないものと事務局が認める場合には、以下の証拠書類を代替して提出すること。

(例：災害により確定申告書類等の写しを紛失した場合等)

#### 【代替の証拠書類】

当該年分の住民税の申告書類(市町村民税・道民税の申告書類)の写し(收受日付印の押印されたもの)

※收受日付印のない場合の扱いは、確定申告書第一表に收受日付印のない場合の扱いに準じます。【「申請の手引き」P24参照】

※住民税の申告書類では、月次の事業収入が記載されていないため、基準月を含む事業年度の年間事業収入を12で割った金額を月次の収入とします。

## ②原材料等コスト要件に係る特例

原材料等コスト要件について、**次の場合**は、特例を適用することができる。

### ■原材料等の特例

#### 《外注》

- ・製造・生産・サービスの提供に不可欠な**外注費** (人件費が大部分を占める場合は対象外)による申請が可能です。

この場合は、**単価を確認できる契約書の写し及び請求書の写し等を提出**してください。

※**契約書の写し、請求書の写しが「一式」となっており、仕様を確認できない場合は対象外**です。

#### 《エンジン用の燃油》

- ・運輸業は、**燃油** (ガソリン、軽油、天然ガス、LPガスなど)による申請が可能です。
- ・運輸業以外の業種については、**主たる業務に関連する運送等に供する燃油の経費に限り申請することができますが、営業目的等の営業車等に供する燃油は対象外**です。

(対象となる例：商品配送用社用車、漁船、トラクター等の農業機械など)

### ■同質同量原則の特例

- ・他に申請することができる原料・材料・資材及び特例のもの (外注・燃油) がない場合であって、仕様・規格が同一相当であると考えられる物で申請する場合は、申請時において、「**仕様、規格等が同一相当であるとする理由**」を申出の上、下記の追加書類を提出してください。

#### 【追加の書類】

- ・原材料等コスト要件の基準月に購入した物が対象月において価格が上昇していることを示す書類、又は原材料等コスト要件の基準月に購入した物が対象月において廃番 (あるいは品不足) により購入できなかったことを示す書類
- ・その他事務局が必要と認めるもの

③ 2020年4月から2020年12月までの間に法人を設立  
又は個人事業者等が新規開業した場合 (1) - 1

2020年4月から2020年12月までの間に法人を設立又は開業した場合  
であって、設立又は開業した年の年間事業収入の月平均を売上要件  
の基準月の事業収入とした上で、売上要件の対象月の事業収入が、  
基準月の事業収入に比べて**20%以上減少**している場合、証拠書類等  
並びに算定式及び基本情報について特例を適用することができる。

(通常どおり対象月の前年との同月で、比較することも可能)

※売上要件の対象月は2021年11月以降のいずれかの月となります。

※開業月については、開業日から月末までの売上を日割りし、通常の営業日  
数を乗じることで1ヶ月の売上とします。

【追加の書類】

■ 中小・小規模事業者等

- ① 設立年の法人税確定申告書別表一の写し
- ② 法人事業概況説明書 (表面・裏面) の写し

■ 個人事業者等

- ① 開業年の確定申告書第一表の写し
- ② 開業年の所得税青色申告決算書の写し (青色申告 (一般) の場合)
- ③ 次のいずれかの書類

1. 個人事業の開業・廃業等届出書の写し

(開業日が**2020年4月1日～12月31日のもの**、**收受印が押印されてい  
るもの**)

2. 開業日等が確認できる公的機関が発行又は收受した書類の写し

(事業開始年月日が**2020年4月1日～12月31日**かつ、当該書類の発  
行日又は收受日が確認できるもの)

(例：飲食店営業許可証、運送業許可証等)

※ 2.の書類を用いる場合、給付までに通常よりも時間を要する場合  
があります。

③ 2020年4月から2020年12月までの間に法人を設立  
又は個人事業者等が新規開業した場合 (1) - 2

■ 売上要件の基準月となる設立/開業年の年間事業収入の  
月平均の算定方法

設立/開業年の年間事業収入 ÷ 開業月数 = 設立/開業年の月額売上

(例)

2020年8月に開業、年間収入が200万円の場合

設立/開業年の年間事業収入 ÷ 開業月数 = 設立/開業年の月額売上  
(2,000,000円) ÷ (5ヶ月) = (400,000円)

※対象月は2021年11月以降のいずれかの月となります。

【例】

< 設立/開業年 > 2021年 < 対象月 > (万円)

2020年度	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	50	50	50	25	25	25	9	20	20	20	20	20	10	20	20	25	30

比較して20%以上減少

設立/開業年の年間事業収入 ÷ 開業月数 = 設立/開業年の月額売上  
(2,000,000円) ÷ (5ヶ月) = (400,000円)

## ③ 2020年4月から2020年12月までの間に法人を設立 又は個人事業者等が新規開業した場合 (1) - 3

### ■個人事業の開業・廃業届出書の写し

開業日が2020年4月1日～12月31日であり、**收受日付印が押印**されていること。  
(e-Taxにより申告した場合は、**受付日時が印字**)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「**受信通知(メール詳細)**」を添付すること。**(※個人番号を塗り潰したものを提出ください。)**

※**收受日付印が押印**  
されていること

※**申請者と同一なこと**

※**個人番号を黒塗り、**  
**または目隠ししたもの**  
であること

※**開業日が**  
**2020年4月1日～**  
**12月31日** であること

1 0 4 0

### 個人事業の開業・廃業等届出書

税務署長 _____ _____年____月____日提出	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">納税地</td> <td>住所・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください) (〒 _____ ) (TEL. _____ )</td> </tr> <tr> <td>上記以外の住所・事業所等</td> <td>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ )</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td>大正 昭和 平成 生年月日 年 月 日 生</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>(印)</td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td>(塗り潰し)</td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td>フリガナ 届号</td> </tr> </table>	納税地	住所・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください) (〒 _____ ) (TEL. _____ )	上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ )	フリガナ	大正 昭和 平成 生年月日 年 月 日 生	氏名	(印)	個人番号	(塗り潰し)	職業	フリガナ 届号
納税地	住所・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください) (〒 _____ ) (TEL. _____ )												
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ )												
フリガナ	大正 昭和 平成 生年月日 年 月 日 生												
氏名	(印)												
個人番号	(塗り潰し)												
職業	フリガナ 届号												

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分	開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____ 事務所・事業所の (新設・増設・移転・廃止) 廃業 (事由) (事業の引継ぎ (譲渡) による場合は、引き続き (譲渡した) 先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____		
所得の種類	不動産所得・山林所得・事業 (農業) 所得 [ 商業の場合 → 全部・一部 ( ) ]		
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等	平成 令和 年 月 日	
事業所等を新増設、移転、廃止した場合	新増設、移転後の所在地	(電話)	
	移転・廃止前の所在地		
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名	代表者名	
	法人納税地	設立登記	平成 令和 年 月 日
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	有・無	
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	有・無	
事業の概要 (できるだけ具体的に記載します)			
給与等の支払状況	区分	従業員数	給与の定め方
	専従者	人	有・無
	使用人		有・無
	計		有・無
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無		有・無	給与支払を開始する年月日 平成 令和 年 月 日

関与税理士	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>整理番号</td> <td>届出番号</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>番号確認</td> <td>身元確認</td> </tr> <tr> <td>0          </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 済</td> <td><input type="checkbox"/> 未済</td> </tr> <tr> <td>届出書提出</td> <td>通信日付印の年月日</td> <td>確認印</td> <td>確認書類</td> <td colspan="3">個人番号カード / 通知カード / 運転免許証 其他 ( )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	整理番号	届出番号	A	B	C	番号確認	身元確認	0					<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済	届出書提出	通信日付印の年月日	確認印	確認書類	個人番号カード / 通知カード / 運転免許証 其他 ( )				年 月 日					
整理番号	届出番号	A	B	C	番号確認	身元確認																							
0					<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済																							
届出書提出	通信日付印の年月日	確認印	確認書類	個人番号カード / 通知カード / 運転免許証 其他 ( )																									
	年 月 日																												

③ 2021年1月から2021年10月までの間に法人を設立  
又は個人事業者等が新規開業した場合 (2) - 1

2021年1月から2021年10月までの間に法人を設立又は開業した場合であって、設立又は開業した月から2021年10月までの事業収入の月平均を売上要件の基準月の事業収入とした上で、売上要件の対象月の事業収入が、基準月の事業収入に比べて**20%以上減少**している場合、証拠書類等並びに算定式及び基本情報について特例を適用することができる。

※売上要件の対象月は2021年11月以降のいずれかの月となります。

※開業月については、開業日から月末までの売上を日割りし、通常の営業日数を乗じることで1ヶ月の売上とします。

※法人で決算期が到来していない場合又は確定申告をしていない場合は、事務局が定める収入等申立書兼誓約書を提出してください。

※売上要件の基準月の事業収入を設立又は開業した年の事業収入の月平均額にするのか、あるいは設立又は開業した年の任意の月にするのかは選択ができるものとします。

【追加の書類】

■ 中小・小規模事業者等

- ① 設立年の法人税確定申告書別表一の写し
- ② 法人事業概況説明書 (表面・裏面) の写し

※法人で決算期が到来していない場合は、事務局が定める収入等申立書兼誓約書を提出してください。

■ 個人事業者等

- ① 開業年の確定申告書第一表の写し
- ② 開業年の所得税青色申告決算書の写し (青色申告 (一般) の場合)
- ③ 次のいずれかの書類

1. 個人事業の開業・廃業等届出書の写し

(開業日が**2021年1月1日～10月31日**のもの、收受印が押印されているもの)

2. 開業日等が確認できる公的機関が発行又は收受した書類の写し

(事業開始年月日が**2021年1月1日～10月31日**かつ、当該書類の発行日又は收受日が確認できるもの)

(例：飲食店営業許可証、運送業許可証等)

※2.の書類を用いる場合、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。



③ 2021年1月から2021年10月までの間に法人を設立  
又は個人事業者等が新規開業した場合 (2) - 2

■ 設立/開業年の2021年10月までの事業収入の月平均の算定方法

$$\left[ \begin{array}{l} \text{設立/開業年の開業月} \\ \text{から2021年10月まで} \\ \text{の事業収入合計額} \end{array} \right] \div \text{開業月数} = \text{設立/開業年の月額売上}$$

(例) 2021年1月に開業、10月までの収入が200万円の場合

$$\left[ \begin{array}{l} \text{設立/開業年の開業月} \\ \text{から2021年10月まで} \\ \text{の事業収入合計額} \\ \text{(2,000,000円)} \end{array} \right] \div \text{開業月数} = \text{設立/開業年の月額売上}$$

$$\div (10\text{ヶ月}) = (200,000\text{円})$$

【例】

※対象月は2021年11月以降のいずれかの月となります。

< 設立/開業年 >	< 対象月 >												(万円)
2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	14	

比較して20%以上減少

$$\left[ \begin{array}{l} \text{設立/開業年の開業月} \\ \text{から2021年10月まで} \\ \text{の事業収入合計額} \\ \text{(2,000,000円)} \end{array} \right] \div \text{開業月数} = \text{設立/開業年の月額売上}$$

$$\div (10\text{ヶ月}) = (200,000\text{円})$$

設立/開業年の2021年10月までの事業収入の月平均の算定にあたっては、上記算定方式の他、2021年1月～10月までの単月を任意に選択し、基準月の売上として使用することも可。

## ③ 2021年1月から2021年10月までの間に法人を設立 又は個人事業者等が新規開業した場合 (2) - 3

### ■個人事業の開業・廃業届出書の写し

開業日が2021年1月1日～10月31日であり、**收受日付印が押印**されていること。  
(e-Taxにより申告した場合は、**受付日時が印字**)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「**受信通知(メール詳細)**」を添付すること。(※**個人番号を塗り潰したものをご提出ください。**)

**※ 税務署受付印が押印されていること。**

**※ 申請者と同一なこと**

**※ 個人番号を黒塗り、または目隠ししたものであること**

**※ 開業日が 2021年1月1日～10月31日 であること**

個人事業の開業・廃業等届出書

納税地  
住所  
開業の日  
事業の種類  
開業・廃業の日  
開業・廃業の事由  
事業の概要  
税務署  
税務署印

**※事業継続緊急支援金専用ホームページから様式3をダウンロードしていただき追加書類として提出してください。**

様式3

道内事業者等事業継続緊急支援金  
新規創業・開業に係る収入等中立書兼誓約書

令和4年 月 日

北海道事業継続緊急支援金事務局 様

道内事業者等事業継続緊急支援金に係る新規創業・開業特例を申請するにあたり、決算期が到来していない又は確定申告をしていないため、下記のとおり事業収入があることを申し立て、記載事項について間違いないことを誓約致します。

なお、事務局から追加書類の提出依頼があった場合は、それに応じます。調査等により虚偽等が判明した場合、道内事業者等事業継続緊急支援金を返還します。

記

1. 申請事業者名等

(署名又は記名押印) ※法人の場合は、法人名及び代表者名記載	印
(申請者住所)	
(申請者電話番号)	

2. 事業による売上(収入)金額は以下のとおりです。

※決算期が到来していない又は確定申告をしていない基期月の事業による売上(収入)金額を記載してください。

年	月	事業による売上(収入)金額	
2020年	4月		円
2020年	5月		円
2020年	6月		円
2020年	7月		円
2020年	8月		円
2020年	9月		円
2020年	10月		円
2020年	11月		円
2020年	12月		円
2021年	1月		円
2021年	2月		円
2021年	3月		円
2021年	4月		円
2021年	5月		円
2021年	6月		円
2021年	7月		円
2021年	8月		円
2021年	9月		円
2021年	10月		円

④合併特例

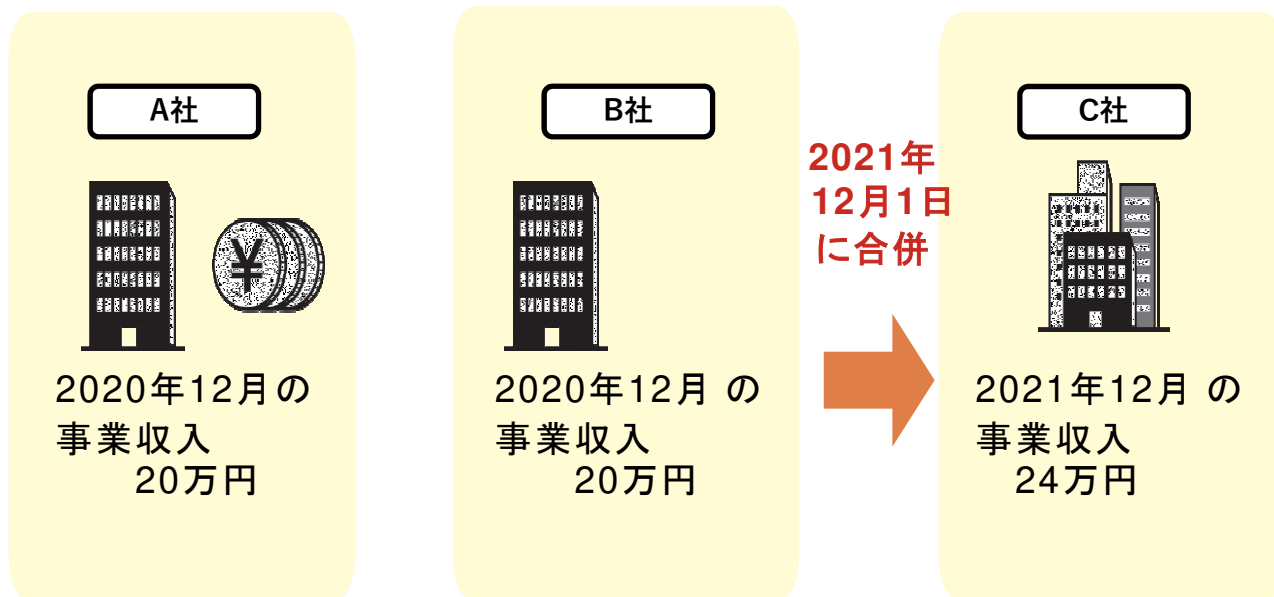
事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合

事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った場合、売上要件の対象月の事業収入が、売上要件の基準月の**合併前の各法人の事業収入を合算したもの**と比べて**20%以上減少**している場合、証拠書類等並びに算定式及び基本情報について特例を適用することができる。

【追加の書類】

- ・ 基準月の売上を確認することのできる、合併前各事業者の確定申告書別表第一の写し及び法人事業概況説明書（表面・裏面）の写し  
※上記以外の証拠書類については、合併後のもの
- ・ その他事務局が必要と認めるもの

例) 2021年12月にA社とB社が合併してC社となった場合



(基準月)

A社とB社の2020年の12月の事業収入の合計=20万円+20万円=40万円

(対象月) 合併後のC社の2021年の12月の事業収入:24万円

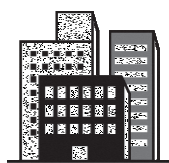
※A社とB社の2020年12月の事業収入の合計40万円に対してC社の2021年12月の事業収入が24万円であり、20%以上減少しているため給付対象となります。

⑤ 連結納税特例

連結納税を行っている場合

連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、給付要件を満たす場合、法人確定申告書別表一の写しについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書の写しで代替するものとする。

例) 親会社Xが子会社A～Dの4社を連結納税している場合



親会社X

資本金が  
給付要件外



子会社  
A

事業収入減少が  
給付要件外



子会社  
B

申請可能



子会社  
C

申請可能



子会社  
D

- 資本金15億円
- 前年同月比40%減

- 資本金1億円
- 前年同月比10%減

- 資本金1億円
- 前年同月比40%減

- 資本金1千万円
- 前年同月比30%減

- 子会社Aと子会社Bは給付要件を満たしていないので、A社とB社は申請できません。
- 子会社Cと子会社Dはそれぞれ給付要件を満たすので、C社とD社はそれぞれ必要な証拠書類を提出し、申請を行うことができます。

【代替の書類】

連結法人税の個別帰属額等の届出書の写し

## ⑥事業承継（死亡）特例（個人事業者等）

### 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合（1）

事業収入を比較する2つの月の間に事業を承継した場合、売上要件の対象月の事業収入が、売上要件の**基準月の事業承継前の各人の事業収入を合算したもの**と比べて**20%以上減少**している場合、証拠書類等並びに算定式及び基本情報について特例を適用することができる。

#### 【追加の書類】

- ・ 個人事業者の開業・廃業届出書の写し  
※売上要件の基準月と対象月の間に事業の引継ぎが行われたことが明記されていること
- ・ 承継される以前の売上要件の基準月を含む前任者及び後継者の確定申告書B（第一表）の写し
- ・ その他事務局が必要と認める書類

⑥事業承継（死亡）特例（個人事業者等）  
事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合（2）

■個人事業の開業・廃業届出書の写し

・以下の要件が満たされていること。

①「届出の区分」欄において「開業」が選択されていて、事業承継した者の住所及び氏名（前事業者）からの、事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。

②事業収入を比較する2つの月の間の開業日であること。

※收受日付印が押印(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること

※個人番号を塗り潰したものを提出ください。

※個人番号を黒塗り、または目隠ししたものであること

收受日付印が押印されていること。

①「届出の区分」欄において「開業」が選択されている。

②事業承継した者の個人確定申告書に記載の住所・氏名（前事業者）から、事業の引継ぎが行われていることが明記されている。

③「開業・廃業等日」欄において開業日が事業収入を比較する2つの月の間の開業日であること

⑦ 罹災特例

2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合

2018年又は2019年に発行された罹災証明書等（以下この項において単に「罹災証明書等」という。）の写しを有している場合、罹災した前年の売上要件の対象月と同一の月を、売上要件の基準月とすることができる。

【追加の書類】

市町村で発行される罹災証明書の写し

■ 罹災証明書等の写し

**2018年又は2019年**に発行された罹災証明書等の写しを提出してください。

※罹災証明書等は発行する地域によって名称が異なる場合があるため、同義の書類であれば証拠書類等として認められます。

別紙	
<small>(整理番号)</small>	
罹災証明書	
世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家 <sup>※</sup> の所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない <small>(一部損壊)</small>
(追加記載事項欄②)	
<small>※住家とは、親家に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)</small>	
(追加記載事項欄③)	
上記のとおり、相違ないことを証明します。	
年 月 日	〇〇市町村長 印



## ⑧法人成り特例

申請者は法人であるが、事業収入を比較する2つの月の間に**個人事業**者から**法人化したため**、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、個人事業者として作成された各資料を法人として作成された資料とすることができる。

### 【追加の書類】

- ・法人化前の個人事業者に係る売上要件の基準月を含む事業年度の確定申告書B（第一表）の写し
- ※青色申告（一般の場合）の場合は、所得税青色申告決算書の写しについても提出してください。
- ・その他事務局が必要と認める書類

⑨特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第二に規定する公益法人等に該当する法人）の場合

申請者が**特定非営利活動法人、公益法人等**（法人税法別表第二に該当する法人）である場合、証拠書類等並びに算定式及び基本情報について特例を適用することができる。

事業収入には補助金、助成金、寄付金等を含めるが、継続性のない一時的に得た補助金等（建物建設のために一時的に得た補助金等）は除く。

※対象外となる「国・地方公共団体」助成金、補助金の例

- ・ 施設整備やIT化などの設備投資等にかかるもの  
ものづくり・商業・IT導入補助金等
- ・ 雇用の維持や人材の育成等にかかるもの  
雇用調整助成金、キャリアアップ助成金等

【追加の書類】

- ・ 各公益法人等の年間の収入が確認できるもの

法人種別	年間収入の計算書類等
特定非営利活動法人	活動計算書
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

- ・ その他事務局が必要と認める書類

■ 売上要件の基準月と対象月における事業収入の比較方法

$$\left[ \begin{array}{c} \text{基準月を含む} \\ \text{事業年度の} \\ \text{年間事業収入} \end{array} \right] \div 12\text{ヶ月} > \left[ \begin{array}{c} \text{対象月の} \\ \text{事業収入} \end{array} \right]$$

※対象月の事業収入が**基準月を含む事業年度の年間事業収入の月平均の事業収入よりも20%以上減少**している必要があります。

## 法人税別表第二に該当する法人

NO	名称	備考
1	公益財団法人	
2	公益社団法人	
3	一般財団法人	非営利型法人に該当するものに限る。
4	一般社団法人	非営利型法人に該当するものに限る。
5	学校法人	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。
6	社会福祉法人	
7	医療法人	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。
8	貸金業協会	
9	企業年金基金	
10	企業年金連合会	
11	危険物保安技術協会	
12	行政書士会	
13	漁業共済組合	
14	漁業共済組合連合会	
15	漁業信用基金協会	
16	漁船保険組合	
17	漁船保険中央会	
18	勤労者財産形成基金	
19	軽自動車検査協会	
20	健康保険組合	
21	健康保険組合連合会	
22	原子力発電環境整備機構	
23	高圧ガス保安協会	
24	広域臨海環境整備センター	
25	厚生年金基金	
26	更生保護法人	

## 法人税別表第二に該当する法人

NO	名称	備考
27	小型船舶検査機構	
28	国家公務員共済組合	
29	国家公務員共済組合連合会	
30	国民健康保険組合	
31	国民健康保険団体連合会	
32	国民年金基金	
33	国民年金基金連合会	
34	市街地再開発組合	
35	自転車競技会	
36	自動車安全運転センター	
37	司法書士会	
38	社会保険労務士会	
39	住宅街区整備組合	
40	酒造組合	
41	酒造組合中央会	
42	酒造組合連合会	
43	酒販組合	
44	酒販組合中央会	
45	酒販組合連合会	
46	商工会	
47	商工会議所	
48	商工会連合会	
49	商工組合	組合員に出資をさせないものに限る。
50	商工組合連合会	会員に出資をさせないものに限る。
51	商品先物取引協会	
52	消防団員等公務災害補償等共済基金	
53	職員団体等	法人であるものに限る。
54	職業訓練法人	
55	信用保証協会	
56	生活衛生同業組合	組合員に出資をさせないものに限る。

## 法人税別表第二に該当する法人

NO	名称	備考
57	生活衛生同業組合連合会	会員に出資をさせないものに限る。
58	税理士会	
59	石炭鉱業年金基金	
60	船員災害防止協会	
61	全国健康保険協会	
62	全国市町村職員共済組合連合会	
63	全国社会保険労務士会連合会	
64	全国農業会議所	
65	損害保険料率算出団体	
66	地方議会議員共済会	
67	地方競馬全国協会	
68	地方公務員共済組合	
69	地方公務員共済組合連合会	
70	地方公務員災害補償基金	
71	中央職業能力開発協会	
72	中央労働災害防止協会	
73	中小企業団体中央会	
74	投資者保護基金	
75	独立行政法人	別表第一に掲げるもの以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。
76	土地改良事業団体連合会	
77	土地家屋調査士会	
78	都道府県職業能力開発協会	
79	都道府県農業会議	
80	日本行政書士会連合会	
81	日本勤労者住宅協会	

## 法人税別表第二に該当する法人

NO	名称	備考
82	日本公認会計士協会	
83	日本司法書士会連合会	
84	日本商工会議所	
85	日本消防検定協会	
86	日本私立学校振興・共済事業団	
87	日本税理士会連合会	
88	日本赤十字社	
89	日本電気計器検定所	
90	日本土地家屋調査士会連合会	
91	日本弁護士連合会	
92	日本弁理士会	
93	日本水先人会連合会	
94	認可金融商品取引業協会	
95	農業共済組合	
96	農業共済組合連合会	
97	農業協同組合中央会	
99	農業信用基金協会	
100	農水産業協同組合貯金保険機構	
101	負債整理組合	
102	弁護士会	
103	保険契約者保護機構	
104	水先人会	
105	輸出組合	組合員に出資をさせないものに限る。
106	輸入組合	組合員に出資をさせないものに限る。
107	預金保険機構	
108	労働組合	法人であるものに限る。
109	労働災害防止協会	